
日本国籍確認訴訟にご注目を!! No.2

■みんなで傍聴しましょう

キム・ミョンガンさん日本国籍確認訴訟
控訴審第2回口頭弁論

◆日時 2012年1月18日(水曜日) 13時30分から
前は5分ほど早く始まりました。余裕をもってお越しください。

◆場所 東京高等裁判所(裁判所合同庁舎) 511号法廷
丸の内線・千代田線・日比谷線「霞ヶ関」下車、A1出口すぐ
有楽町線「桜田門」下車、5番出口徒歩1分

●裁判の傍聴支援をお願いいたします(控訴理由書と国の準備書面1を配付)。

■裁判のポイント

●一審では憲法議論を露骨に回避

- ・2012年は、在日から日本国籍を剥奪した根拠とされるサンフランシスコ講和条約(サ条約)発効(1952年4月28日)から60年目にあたります。
- ・しかしサ条約は、国籍についてひと言も触れていません。判例とされる1961年最高裁大法廷判決には、まともな憲法判断が見当たりません。
- ・一審では被告国も裁判所も、憲法議論を露骨に回避し、ただただ1961年最高裁判決の内容を繰り返すだけでした。

●国に合憲性の主張を命じた裁判長

- ・控訴審の第1回口頭弁論(2011年10月26日)で裁判長は、国に対し、サ条約によって国籍を喪失したとする「合憲性」を示すよう指示しました。
- ・あわてたのは国の代理人です。はたして「合憲性」を主張できるのでしょうか。
- ・12月26日、国の準備書面(1)が届きました。国は裁判長が命じた合憲性の主張を全く展開することなく、徹頭徹尾、逃げの姿勢です。
- ・今回、裁判長がどのような訴訟指揮を執るのか、ぜひ法廷でご覧ください。

日本国籍のなしくずし剥奪を許さない会

URL [http:// kokuseki.info/](http://kokuseki.info/)

電話 03-3330-3016

©榎村さとる

